

静岡県交通安全指導員と連携した交通安全活動推進要綱 の制定について

(平成22年12月21日例規第145号)

この度、別添のとおり「静岡県交通安全指導員と連携した交通安全活動推進要綱」を定め、平成23年1月1日から実施することとしたので、効果的な活動を推進されたい。

別添

静岡県交通安全指導員と連携した交通安全活動推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、一般財団法人静岡県交通安全協会（昭和27年4月9日に財団法人静岡県交通安全協会という名称で設立された法人をいい、以下「県交通安全協会」という。）に設置された静岡県交通安全指導員（以下「交通安全指導員」という。）と連携した交通安全活動を推進するために必要な事項を定めるものとする。

第2 交通安全指導員との連携

1 交通安全指導員の派遣依頼

県本部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）又は署長は、次に掲げる事項に関し交通安全指導員と連携した活動が必要と認める場合には、静岡県交通安全指導員派遣依頼書（様式第1号）により配置先の一般財団法人静岡県交通安全協会事務局長（以下「県安協事務局長」という。）又は一般財団法人静岡県交通安全協会地区支部事務局長（以下「地区支部事務局長」という。）に対して、派遣を依頼するものとする。

- (1) 学校、企業、団体等における交通安全教室
- (2) 交通安全に関する調査
- (3) 交通安全に係る諸行事などにおける広報啓発活動
- (4) 自転車利用者への街頭指導
- (5) 交通安全に係る広報、教育等資料の作成
- (6) その他交通安全に関する活動

2 警察官等の派遣

交通企画課長又は署長は、交通安全指導員が主体となって行う交通安全活動に対して、県安協事務局長又は地区支部事務局長から警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）の派遣の依頼があった場合には、警察官等派遣依頼書（様式第2号）の提出を求め、業務に支障のない限り警察官等を派遣するものとする。

3 提供資料の活用

交通企画課長及び署長は、「静岡県交通安全指導員が実施する自転車利用者への街頭指導」に関する協定書に基づいて提供された資料を交通安全教育に活用するものとする。

第3 交通安全指導員への支援

1 資料等の提供

交通企画課長及び署長は、次に掲げる事項に関し資料などの提供を行う。

- (1) 交通事故統計資料
- (2) 交通関係法令に関する資料
- (3) 自転車の交通安全指導に関し必要な情報

- (4) 「静岡県交通安全指導員が行う高齢者宅訪問指導」に関する協定書に基づく資料
- (5) その他交通安全教育に関する資料

2 交通安全教育機器の貸出し及び利用

交通安全教育機器を管理している所属長は、交通安全指導員が行う交通安全活動に対して、県安協事務局長又は地区支部事務局長から交通安全教育機器の借用又は利用の申請があった場合には、業務に支障のない限り当該交通安全教育機器の貸出し又は利用を認めるものとする。

第4 細目的事項

この要綱に定めるもののほか交通安全指導員と連携した交通安全活動の推進に関する必要な事項及び様式は、協議の上、交通部長が別に定める。